

令和5年6月27日
学 務 課

令和6年度 指定校変更の制限について

1 主旨

区教育委員会では「地域とともに子どもを育てる教育」を推進する観点から、小・中学校において、各学校の通学区域を定め、就学すべき学校を指定している。

一方、法令により、相当の理由があると認められる場合は指定校以外の学校への変更の申請ができることとされており、区では申請の理由が相当と認められ、かつ受け入れる学校においても支障がない場合には、指定校の変更を許可している。

しかしながら、通学区域内の児童・生徒の著しい増加などにより、他からの受入れが困難であると見込まれる場合は、指定校変更の制限をしていることから、令和6年度の指定校変更の制限校等について報告する。

2 令和6年度の指定校変更の制限校等（※新たな制限校はありません）

(1) 指定校変更の制限校（継続）

小学校（9校）：桜小・桜丘小・中丸小・松丘小・京西小・二子玉川小・
明正小・芦花小・山野小

中学校（2校）：砧中・烏山中

(2) 学校施設の受け入れ状況等により指定校変更の許可を一部行わない学校（継続） 桜丘中

（理由）生徒数の増加による学校施設の状況等により学校運営に支障をきたす恐れがあるため、一部事由（部活動）による指定校変更での受け入れを行わない。

3 今後のスケジュール（予定）

7月15日 世田谷区のホームページに掲載

8月15日 区のおしらせに掲載

※ 就学時健康診断などの機会に、学校を通じて保護者向け案内チラシを配布、周知する。

【参考】

桜丘中（普通教室に転用可能とされる教室数：19）

[] 内は部活動事由による内数

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
	実績（5月1日時点）			推計値		
学区・既に指定校変更にて在籍の生徒数 ※1	572	575	632	653	623	620
指定校変更による生徒数 ※2	63 [24]	96 [53]	54	54	54	54
合計（生徒数）	635	671	686	707	677	674
学級数 ※3	18	18	19	19	19	19

※1 合計（生徒数）から指定校変更による生徒数（新入学）を除いた数値

※2 各年度の新入学の指定校変更者数、令和6年度以降は令和5年度実績値を使用、令和5年度は部活動事由での受け入れを行っていない。

※3 全学年を40人学級編制で算出

指定校変更許可基準

区 分		事 由	対 象
1	身体的理由	①疾病または身体的理由により、指定校への通学には過重な負担を伴う場合。 ②長期的、定期的に通院加療を必要とし、かつ診療時間の関係により、病院の最寄りの学校へ通学する必要があると認められる場合。	小・中
2	通学の安全・安心への配慮	登下校の安全・安心の確保について個別に懸念される理由により、指定校以外の学校を希望する場合。 ※指定校変更の制限校は除く	小・中
3	転居後の継続通学	転居後、引き続き転居前の学校に通学を希望する場合。 なお、出張所等においては転居届出時に学期末まで（小学6年生・中学3年生は卒業まで）許可可能とする。	小・中
4	転居予定	住宅の購入・改築等により、おおむね1年以内に転居予定地に居住することが確実なため、あらかじめ転居予定地の通学区域の学校を希望する場合。	小・中
5	居所	世田谷区に居住しているが、住民基本台帳は当該居住地以外の住所地に登録されている場合。	小・中
6	兄弟関係	本人の兄弟が指定校変更を認められて現に在学しており、同じ学校を希望する場合。	小・中
7	放課後の預かり先に伴う配慮	週の大半、放課後に、保護者の親族又は友人、保育施設等に児童を預け、もしくは保護者が勤務する施設で過ごさせるため、その所在地を通学区域とする学校を希望する場合。 ※小学生を対象とする ※新入学又は転入・転居届出時の申請に限る。 ※指定校変更の制限校は除く	小
8	友人関係	保育園・幼稚園・小学校等の友人関係で、特に配慮を要する場合。ただし、指定校から隣接する学校に限る。 ※新入学又は転入・転居届出時の申請に限る。 ※指定校変更の制限校は除く	小・中
9	部活動	指定校に希望する部がないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由により、その部がある中学校を希望する場合。ただし、指定校変更による生徒の増加や学校施設の状況等により部活動に支障をきたしている場合、受け入れを行わない。 ※新入学又は転入・転居届出時の申請に限る。 ※指定校変更の制限校は除く	中
10	その他の特別な事情	特別な事情があると教育委員会が認めた場合。	小・中

令和5年度制限校

小学校（9校）：桜小・桜丘小・中丸小・松丘小・京西小・二子玉川小・
明正小・芦花小・山野小
中学校（2校）：砧中・烏山中